

平成 26 (2014) 年度

東北大学
法科大学院

学生募集要項

東北大学大学院法学研究科

目 次

平成 26(2014)年度東北大学法科大学院学生募集要項

〔添付書類〕

- 入 学 願 書 (履 歴 書)
- 受 験 票 及 び 写 真 票
- 志 願 理 由 書
- 入 学 検 定 料 の 払 込 書
- あ て 名 シ ー ル
- 角 2 封 筒 (願 書 送 付 用)
- 長 3 封 筒 (受 験 票 送 付 用)

平成 26(2014)年度東北大学法科大学院 学生募集要項

1. アドミッション・ポリシー

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れます。

2. 募 集 人 員

80 名

募集人員 80 名の内訳は、法学既修者（法学の基礎的な学識を有する者として、2 年間での修了を希望するもの）55 名程度、法学未修者（3 年間での修了を希望する者）25 名程度です。

注：募集人員に関する上記記載は、今年度の入学定員に基づくものです。平成 26(2014) 年度以降の入学定員については見直しを計画しています。その詳細については、後日、ウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>) に掲載します。

3. 出 願 資 格

東北大学法科大学院の入学試験に出願できるのは、適性試験管理委員会が実施した「2013 年法科大学院全国統一適性試験」を受験し、その得点が本研究科の定める最低基準点に達した者、かつ、次のいずれかの該当者又は平成 26 年 3 月までの該当見込み者です。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号参照）
- (8) 大学院に「飛び入学」した者であって、当該者がその後に入學する本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) その他本大学院において、個別の入學資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

- 備考 1. 最低基準点については、平成 25 年 7 月下旬に東北大学法科大学院ウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>) で公表します。
2. 出願資格 (8) 又は (9) により出願しようとする者は、事前に入学者資格審査を行いますので、平成 25 年 8 月 28 日 (水) までに法学部・法学研究科専門職大学院係へ申し出てください。
3. 「大学に 3 年以上在学した者 (これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。) であって、本大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの (通称「飛び入学」)」に関する出願資格は、本年度は適用しません。

4. 選考方法

選考は、次に掲げる「法科大学院全国統一適性試験の成績等による選考」(以下「第 1 次選考」という。)及び「論述試験の成績等による選考」(以下「第 2 次選考」という。)の 2 段階の方法により行います。第 2 次選考は、第 1 次選考の合格者に対して行い、最終合格者を決定します。

出願の際、志願者は、法学既修者としての選考を希望するか否かを示すものとします。出願後の変更はできません。なお、法学既修者としての選考を選択する者は、法学未修者としての選考を第 2 希望とするか否か (併願希望の有無) も示すものとします。第 1 希望として法学既修者としての選考を選択し、かつ、法学未修者としての選考を第 2 希望として選択した者 (以下、「併願者」という。)のみ、第 2 次選考において、法学専門科目筆記試験と小論文試験の両方を受験することができます。

法学既修者の選考においては、将来の法曹たるにふさわしい資質を備えているか否かに加えて 2 年間の修了が可能であると認められる程度の法学に関する基礎的な知識と応用力等を有しているか否かを審査します。

法学未修者の選考においては、将来の法曹たるにふさわしい資質を備えているか否かを審査します。法学の専門的な知識や応用力等については審査の対象としません。例えば、添付された各種資格証明書のうち、もっぱら専門的知識の修得の有無を示すようなもの (旧司法試験短答式試験や論文式試験の合格を証明する書類等) は、審査の対象としません。このため、併願者については、法学未修者としての選考のため、もっぱら専門的知識の修得の有無を示す選考資料を考慮の対象から除外した書類審査を、別に行います。また、併願者の、第 2 次選考における法学専門科目筆記試験の成績も一切考慮しません。

(1) 第 1 次選考 (法科大学院全国統一適性試験の成績等による選考)

次の選考資料を総合的に評価して行ったうえで、第 2 次選考が適切に実施できる人数 (入学定員の 5 倍) を目安に合格者を決定します。

ア. 法科大学院全国統一適性試験の成績

平成 25 年度に実施の法科大学院全国統一適性試験を選考資料とします。

イ. 志願理由書並びに履歴書、大学 (学部) の成績証明書、及び各種資格証明書の審査結果

第 1 次選考合格者発表 平成 25 年 10 月 25 日 (金)

東北大学法科大学院ウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>) 上に掲示する (午前 11 時の予定) とともに、志願者全員に合否について速達郵便により通知します。

(2) 第2次選考（論述試験の成績等による選考）

第1次選考の選考資料と、次の選考資料を総合的に評価して行います。

ア. 法学未修者としての選考を希望する者については、小論文試験（思考力、表現力等を問うもの）の成績

イ. 法学既修者としての選考を希望する者については、次に掲げる法学専門科目筆記試験の成績
〔試験科目〕 民法，商法，民事訴訟法，憲法，行政法，刑法，刑事訴訟法

※法学専門科目筆記試験では、本学が貸与する六法のみを参照することができます。

ウ. なお、法学既修者としての選考を希望する者については、2013年法科大学院既修者試験（憲法・民法・刑法）の成績証明書（憲法・民法・刑法）を提出することができます。この成績が著しくよい場合、それを加点事由とします。

※「法科大学院既修者試験」は、法学検定試験委員会による短答式試験であり、平成25年7月21日（日）に実施されます。

エ. 併願者は、法学専門科目筆記試験及び小論文試験を受験しなければなりません。ただし、併願者が、一方の試験を欠席した場合は、受験した方の専願とみなします。

また、最終合格者の決定に当たっては、法学既修者としての合格者を決定した後に、法学既修者としての選考に不合格であった併願者と法学未修者としての選考のみを志願する者から、法学未修者としての合格者を決定します。

試験日時

[1] 小論文試験（併願者を含む、法学未修者としての選考を希望するものを対象とする）

期日 平成25年11月10日（日）

時間	13:00～16:00
科目	小論文

小論文試験は、文章読解力・文章表現力・論理的思考力等を試すものであり、法学の専門的な知識の修得の有無を問うものではありません。

[2] 法学専門科目筆記試験（法学既修者としての選考を希望するものを対象とする）

期日 平成25年11月9日（土）

時間	10:00～12:30	14:00～15:30	16:30～18:00
科目	民事法 (民法・商法・民事訴訟法)	公法 (憲法・行政法)	刑事法 (刑法・刑事訴訟法)

法学専門科目筆記試験は、実定法についての基礎的な学力（3年間での修了を希望する者が、本法科大学院第1年次に修得すべき学力）を有しているか否かについて判定する試験です。

法学専門科目筆記試験の合計点又は7科目中2科目以上の得点が一定の水準（本法科大学院第

2年次の授業に参加し得る学力水準)に達しない場合、第2次選考総得点の順位にかかわらず不合格とします。

なお、試験は、民事法、公法及び刑事法の3つの時間帯に分けて実施されますが、出題・解答は、7科目それぞれについて別々に行うものとします。例えば、民事法の試験では、民法・商法・民事訴訟法の3科目の試験問題・答案紙が配付され、受験者は、その試験時間中に、それぞれの科目の試験問題すべてについて、それぞれの答案紙に解答することとなります。

各科目の試験範囲等については、別紙「法学専門科目筆記試験の試験範囲等について」を参照してください。

第2次選考（小論文試験・法学専門科目筆記試験）において使用することができる筆記用具はペン又はボールペンに限ります（鉛筆、シャープペンシルなどを使用して記入された答案は、採点の対象としません）。

試験会場

東北大学法科大学院（仙台市青葉区片平2-1-1）及び

東京入試会場（東京海洋大学海洋工学部（東京都江東区越中島2-1-6））

なお、東京入試会場について収容能力を超過する受験希望者があった場合には、東北大学での受験を指定することがあります。この場合には、先着順で会場を決定します。

(3) 各選抜における配点

<第1次選考>

	未修者・既修者共通
書類審査	100
法科大学院全国統一適性試験	300
計	400

※ ただし、提出された選考資料の形式又は内容に重大な問題があると認めるときは、書類審査の得点を0点とし、当該志願者については、法科大学院全国統一適性試験の得点にかかわらず、第1次選考において不合格とします。

<第2次選考>

	未修者	既修者
書類審査	100	100
法科大学院全国統一適性試験	300	300
小論文試験	200	
法学専門科目筆記試験*		900
計	600	1300**

*法学専門科目筆記試験については、民法（100点）、商法（60点）、民事訴訟法（60点）、憲法（100点）、行政法（60点）、刑法（100点）、刑事訴訟法（60点）の総計540点を900点に換算します。

**法学検定試験委員会の実施する2013年法科大学院既修者試験の成績（憲法・民法・刑法の3科目の成績）の偏差値平均が65以上の者については30点、60以上の者については15点を、それぞれ加算します。

5. 出 願 手 続

出願書類は一括して所定の出願用封筒に入れ、必ず書留速達で郵送してください。

(1) 受付期間

平成 25 年 9 月 24 日 (火) から 10 月 1 日 (火) まで

【10 月 1 日 (火) 当日の消印有効】(10 月 2 日以降の消印の出願書類は受理しません。)

(2) 提出書類等

以下の書類を、クリップ等を使って番号順にひとまとめにして、所定の封筒に封入してください。

提 出 書 類		摘 要
①	入学願書及び履歴書	本研究科所定用紙
②	2013 年法科大学院全国統一適性試験成績証明カード	所定用紙 法科大学院全国統一適性試験の成績が最低基準点に達しない場合、出願できません。最低基準点については、本法科大学院のウェブサイト(http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/)上に公表しますので、確認の上、出願してください。
③	法学検定試験委員会が実施した 2013 年法科大学院既修者試験成績証明書第 1 部 (憲法・民法・刑法の 3 科目)	2 年間での修了を希望する者のみ添付することができます。
④	受験票及び写真票	本研究科所定用紙
⑤	大学(学部)の成績証明書	注を参照してください。
⑥	志 願 理 由 書	本研究科所定用紙 (手書き作成に限る。)
⑦	卒業(見込)証明書又は学位授与(申請)証明書	出身大学(学部)長の発行する卒業(見込)証明書又は大学評価・学位授与機構が発行する学士の学位授与証明書若しくは短期大学長又は高等専門学校長の発行する学位授与申請(予定)証明書。 なお、修士又は博士の学位を有するか、その見込みの者は、当該学位授与(見込)証明書も提出してください。 注を参照してください。
⑧	各 種 資 格 証 明 書	各種資格証明書(各種職業資格、旧司法試験短答式試験ないし論文式試験の合格を証明できる書類、公的語学試験成績書等を含む。)ないしはその複写物を、自由に添付することができます。ただし、例えば、勤務先の上司や在学・卒業大学の演習の指導教員等によって、その個人的評価・判断に基づいて作成された推薦状については、審査の対象とはしません。
⑨	入 学 検 定 料	本研究科所定用紙 出願に先立ち、同封の「払込書」に必要事項を記入して、郵便局・ゆうちょ銀行の受付窓口又は銀行の受付窓口で入学検定料 30,000 円の払込みをしてください。(払込手数料は志願者負担となります。) なお、ATM(現金自動預け払い機)の利用はできません。 また、払込後は、受付窓口から振替払込請求書兼受領証及び振替払込受付証明書を受け取り、必ずその場で日附印が押されていることを確認してください。 払込済みの振替払込受付証明書を入学願書に貼付してください。振替払込請求書兼受領証は、志願者が保管してください。 入学検定料が払い込まれていない場合又は払込済みの振替払込受付証明書が貼付されていない場合は、出願書類を受け付けませんので注意してください。(ただし、下記により入学検定料の免除を申請する場合は、払い込まないでください。) 本学では、東日本大震災による被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るために、平成 25 年度実施の入学試験において、入学検定料免除の特別措置を行います。希望する方は、出願前に法学部・法学研究科専門職大学院係へお問い合わせください。 第 1 次選考の結果、不合格となった場合は、申し出により、23,000 円を返還します。 なお、請求方法は第 1 次選考結果通知送付の際に指示します。 上記の場合を除き、納付した入学検定料はいかなる理由があっても返還しません。
⑩	住 民 票	本邦に在留している外国人で入学を志望する者(在留期間が 90 日を超えない者を除く。)のみ、市区町村長が発行したものを提出してください。
⑪	受験票送付用封筒(長 3)	本研究科所定用紙 出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、350 円切手を貼付したもの。
⑫	あ て 名 シ ー ル	本研究科所定用紙 出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入したもの。

注： 本学法学部を卒業した者及び本学法学部を平成 26 年 3 月卒業見込みの者は、⑤及び⑦の書類は不要です。

大学(学部)に編入学した者は、提出する証明書が異なります。該当する方は、出願前に法学部・法学研究科専門職大学院係へお問い合わせください。

6. 最終合格者発表

平成 25 年 12 月 10 日（火）

東北大学法科大学院ウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>) 上に掲示する（午前 11 時の予定）とともに、第 2 次選考の受験者全員に合否について速達郵便により通知します。

なお、合格者に対しては、合格通知書の送付とあわせて入学手続の詳細をお知らせします（入学手続：平成 26 年 1 月 6 日（月）、1 月 7 日（火））。

7. 追加合格

入学手続の状況によっては、法学未修者として入学手続をすることができる合格者を追加することがあります。追加合格の候補者への連絡は、願書に記載された連絡先に対して、平成 26 年 1 月 8 日（水）及び 1 月 9 日（木）の両日に行います。また、追加合格者には、1 月 14 日（火）にウェブサイト上に掲示する（午後 5 時の予定）とともに、速達郵便により合格通知書を送付します（入学手続：平成 26 年 1 月 27 日（月）、1 月 28 日（火））。

8. 必要経費

(1) 入学料 282,000 円（予定額）

(2) 授業料前期分 402,000 円（年額 804,000 円）（予定額）

〔上記の納付金は予定額であり、入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。〕

9. 奨学金について

J R 東日本奨学生 [給付]

法科大学院院生のうち、第 1 年次生及び第 2 年次生の成績優秀者に、「J R 東日本奨学生」として、奨学金を給付します。

選考基準： 第 1 年次生：当該年度の第 1 年次科目単位加重総得点の高得点者

第 2 年次生：当該年度の基幹科目単位加重総得点の高得点者

給付額： 20 万円

日本学生支援機構（旧日本育英会）奨学金 [貸与]

日本学生支援機構奨学金は、国の育英奨学制度で、意欲と能力のある学生に「教育を受ける機会」を保障し、自立した学生生活を送れるよう支援するものです。これまでのところ、東北大学法科大学院の学生は、Ⅰ種（無利子貸与）・Ⅱ種（有利子貸与）の種類を問わなければ、申請をしたほぼすべての方に奨学金の貸与が認められています。さらに、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した学生は、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除されます。

（日本学生支援機構奨学金ウェブサイト <http://www.jasso.go.jp/index.html>）

10. 注 意 事 項

- (1) 出願受付期間内に所定の書類が完備しない出願書類は受理しません。
- (2) 出願書類に虚偽を記入した者に対しては、入学後でも入学許可を取り消すことがあります。
- (3) 出願書類の受理後は、いかなる事情があっても提出書類の変更は認めません。

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 本研究科が保有する個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令、及び「国立大学法人東北大学個人情報保護規程」に基づいて厳密に取り扱い、その保護に万全を期しています。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜、入学手続、入学前教育、追跡調査、入学後の学生支援（奨学・授業料免除及び健康管理等）及び修学指導等の教育並びに授業料徴収等のためだけに利用します。

12. そ の 他

- (1) 本大学院の昨年度の入学試験問題は、東北大学法科大学院ウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>) で公表しておりますので、必要に応じて参照してください。
- (2) 出願書類の用紙を請求し、又は試験について照会する場合は、返信用として自己の住所、氏名及び郵便番号を明記し、かつ、所要の切手を貼付した封筒を同封してください。
- (3) 出願手続後の書類記載事項の変更は認めません。
- (4) 出願のため提出した書類は返却しません。
- (5) 入学者選抜の全日程が終了し準備が整い次第、入学試験を受験した者のうち希望するものに対して入学試験結果の概要を開示します。詳細はウェブサイト上でお知らせします。
- (6) 第2次選考を受験する際は、「本研究科の受験票」及び出願の際に成績結果を提出した「法科大学院全国統一適性試験の受験票」を必ず持参してください。
- (7) 入学志願者で、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、平成25年8月28日（水）までに法学部・法学研究科専門職大学院係に相談してください。相談がない場合には、特別措置が認められないことがあります。

平成25年6月

郵便番号 980-8577

宮城県仙台市青葉区片平2丁目1-1

東北大学法学部・法学研究科専門職大学院係

電話 (022) 217-4945

<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>

自然災害その他不測の事態が発生し、試験実施や選考方法に変更が生じた場合は、東北大学法科大学院ウェブサイト (<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>) 等により周知しますので、出願前や受験前には特に注意してご確認ください。

**平成 26(2014)年度東北大学法科大学院
入学試験日程**

出願受付期間	平成 25 年 9 月 24 日(火)～10 月 1 日(火)
第 1 次選考合格者発表	平成 25 年 10 月 25 日(金)
第 2 次選考試験	平成 25 年 11 月 9 日(土), 10 日(日)
最終合格者発表	平成 25 年 12 月 10 日(火)
入学手続期間	平成 26 年 1 月 6 日(月), 1 月 7 日(火)
(追加合格候補者への連絡)	平成 26 年 1 月 8 日(水), 1 月 9 日(木)
(追加合格者発表)	平成 26 年 1 月 14 日(火)
(追加合格者入学手続期間)	平成 26 年 1 月 27 日(月), 1 月 28 日(火)

お問い合わせ先：

郵便番号 980 - 8577

宮城県仙台市青葉区片平 2 丁目 1 - 1

東北大学法学部・法学研究科専門職大学院係

電話 022 - 217 - 4945 F A X 022 - 217 - 4947

<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>

「法学専門科目筆記試験の試験範囲等について」

(1) 「民法」

【試験範囲】

民法の試験範囲は、一般に大学の法学部の民法の講義において取り扱われる分野の全体（親族・相続も含む）です。

【試験の目的・形式】

この試験は、法学既修者として法科大学院を第2年次から始めるために必要な民法の知識を修得しているかどうかを判断するために行われます。この点を判断するために、法学部の授業に使用される一般的な民法の教科書に書かれている事柄をきちんと理解しているかが問われます。すなわち、民法の定める各制度の趣旨、関連する諸制度間の関係を正確に把握しているか、事実関係の中から法的な問題点を探し出して整理し、民法及び関連する法令の条文を的確に解釈適用することができるか等につき、基本的な能力が試されます。

出題の形式は、論述式問題及び基礎的事項について説明を求める問題となります。

(2) 「商法」

【試験範囲】

商法の試験範囲は、会社法（平成17年法律第86号）及び平成17年改正後の商法（第二編第十章保険及び第三編海商に関する部分は除きます）その他の実質的意義の商法に関する法令としますが、会社法を中心に出题します。

【試験の目的・形式】

企業組織及び企業取引に関する法分野である実質的意義の商法について、法科大学院第2年次から履修するに必要な基礎的能力を身に付けているかどうかを判定します。商法の学習に当たっては、①商法、特に会社法の重要な概念・制度・条文について、なぜそれらが存在するのか、企業をめぐる利害関係者のうち誰のどのような利害と誰のどのような利害が絡み、どのような考え方の下にどのようなしかたで利害が調整されているのかをしっかりと理解すること、②現実の経済社会において商法が実際にどのように運用されまた変容しつつあるのかをたえず意識し、会社法制の基本的な動向を把握することが求められます。試験においても、このような観点から修得の程度が問われることとなります。試験問題の形式は、論述式で行います。

(3) 「民事訴訟法」

【試験範囲】

民事訴訟法の試験範囲は、民事訴訟法と民事訴訟規則及び中程度の分量の定評ある民事訴訟法の教科書で触れられている付属法令、関係法令です。総論部分、第1審手続はもちろんのこと上訴・再審、複雑訴訟・多数当事者訴訟、特別手続をも当然に含みます。

【試験の目的・形式】

法学既修者として法科大学院を第2年次より始めるために必要な民事訴訟法の知識を修得しているかどうかを判断する試験です。したがって、中程度の分量の定評ある民事訴訟法の教科書及び定評ある判例集を自在に読みこなす能力を測ります。判例や通説の理解のほか、学説が対立する構造を理解し、問題解決に至る能力が要求されます。

民事訴訟法は、民法や商法とは異なり、諸制度の関連がより強いものです。つまり、各制度が有機的に関連しあっているため、民事訴訟法全体を理解しなければ個別の問題の理解・解決に至り得ないところがあります。したがって、論点を羅列するだけの学習では、百害あって一利なしです。その論点が民事訴訟法全体の体系のどこに位置するものであるか、全体の体系にどれだけ影響を与えるものであるかを地道に理解していく方法が、遠回りのようにみえて、かえって近道なのです。中程度の分量ではありますが、定評のある教科書や判例集をしっかりと理解する必要があります。いわゆる体系書と呼ばれる分量の大きな教科書も、ひとつひとつの制度や論点を理解していくうえで必要になってくるでしょう。

試験問題の形式は、論述式問題及び基礎的事項について説明等を求める問題で行います。解答に対する

評価は、試験問題に対する解答の論理的な首尾一貫性を中心に、教科書・判例集から得られた基礎的な知識を正確に用いているか、公正性や迅速性、真実性や経済性など、民事訴訟の一般原則に基づいているかなど、総合的に判断します。

(4)「憲法」

【試験範囲】

憲法の試験範囲は、一般に大学法学部の憲法の講義において取扱われる分野の全体（＝憲法総論＋人権論＋統治機構論）です。

【試験の目的・形式】

法学既修者として法科大学院を第2年次より始めるために必要な能力を有しているかどうかを、「憲法」の科目について審査する試験です。

試験問題の形式は論述式です。

(5)「行政法」

【試験範囲】

「行政作用法総論」（基本原理・行政手続・情報の公開と保護・行政立法・行政行為・行政契約・行政指導・行政計画・行政上の義務履行確保・即時強制・行政調査）及び「行政救済法」（行政上の不服申立て・行政訴訟・国家賠償・損失補償）に関する基礎知識を問うものとします。

【試験の目的・形式】

行政法の基本的な知識や理解を問う平易な出題を予定しています。

試験問題の形式は論述式です。

(6)「刑法」

【試験範囲】

刑法，その他の関連法令とします。

【試験の目的・形式】

法学既修者として、法科大学院を2年間で修了する（第2年次から履修を始める）ために必要な基礎的な知識や解釈の能力を身につけているかどうかを判定するための試験です。

具体的には、刑法に関する主要な問題及びそれに関する解釈論的知識を有していることを前提に、①簡単な事案の中から、そこに含まれる刑法上の問題を発見する力、②発見された個別の問題について、関連する個々の条文の意義、基礎にある目的・思想などを踏まえ、自己の見解を説得的に展開する力（日本語の表現力も含みます）などを問います。なお、刑法の分野でも、判例が実際の法の運用に大きな役割を果たしていますので、刑法に関する主要判例の内容を正確に理解していることも大切です。

試験は論述式で行います。

(7)「刑事訴訟法」

【試験範囲】

刑事訴訟法，刑事訴訟規則その他の関連法令とします（上位規範である憲法規定の理解も必要です）。

【試験の目的・形式】

法学既修者として、法科大学院を2年間で修了する（第2年次から履修を始める）ために必要な基礎的な知識や解釈の能力を身につけているかどうかを判定するための試験です。

具体的には、刑事手続の概要やおおまかな運用実態を把握していることを前提に、①具体的な事案の中から、そこに含まれる法律上の問題を発見する力、②発見された個別の問題を解決するため、重要な概念や基本原理・指導理念に対する正確な理解を踏まえ、条文の文言を出発点とした説得力のある解釈論を展開する力（日本語の表現力も含みます）、③（②にも関わりますが）自分のとる結論が、手続全体のありようや他の問題の解決に与える影響を想像する力（広い視野を持っているか）、を問います。なお、他の法分野と同様、刑事訴訟法の分野でも、判例が実際の法の運用に大きな役割を果たしていることから、重要判例の内容・意義を正確に理解することも非常に大切です。

試験は論述式で行います。